

御存じですか？

相続登記 が

令和6年4月1日から

義務化

されました



正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

相続登記はどうするの？

遺言書を作りたいのだが

① 相続と遺言について（14時～）

② 相続登記について（15時～）

※①、②のどちらか一方でも参加できます。

【日時】 8月29日（木）14時～16時

【場所】 福智町図書館・歴史資料館
ふくちのち 2階 多目的室
田川郡福智町赤池970-2

【講師】 公証役場公証人、法務局職員

【定員】 ①②各10名程度（要予約）

※予約は福岡法務局田川支局まで

Tel 0947-44-1426（音声ガイダンスで
3番を押してください）

相続登記や遺言書について
お伝えします。